

令和7年度 第6回

## 西ノ島町職員（調理員）採用試験案内

西ノ島町役場 総務課 人事職員係  
〒684-0303 隠岐郡西ノ島町大字美田 600 番地4

採用予定日 令和8年4月1日（水） ※採用日は相談に応じます。

申込期間 令和8年1月19日（月）～1月30日（金）

試験日 令和8年2月16日（月）

### 1. 試験の種目、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種目	試験区分	採用予定人数	職務内容
高卒程度	調理員	1名	西ノ島町学校給食調理等に従事

### 2. 受験資格

(1) 次の受験資格を有する人が受験できます。

試験の種目	試験区分	受験資格
高卒程度	調理員	令和8年4月1日時点で満50歳までの人が学校教育法による高等学校を卒業、または令和8年3月末までに卒業見込みの人

(2) 上記(1)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

(ア) 日本国籍を有しない人

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの又はその刑の執行猶予の期間中の他人その他その執行を受けることがなくなるまでの

(ウ) 西ノ島町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3. 試験の日時、試験地、試験会場及び合格発表

試験区分	試験内容	試験日	試験地及び会場	合格発表
調理員	①性格特性検査 ②人物試験	令和8年2月16日(月)	西ノ島町役場2階 ①会議室2 ②大会議室	2月 下旬頃

### 4. 試験内容

試験区分	試験内容
調理員	<p>○性格特性検査 公務員に求められる資質について、性格特性を検査します。</p> <p>○人物試験 主として人格、性格をみる目的で個別試験を行います。</p>

### 5. 受験手続（申込方法）

提出書類	①西ノ島町採用試験カード（※） ②西ノ島町職員採用試験申込書（※） ○必要な事項を記入し、下記のとおり郵送または持参してください。 ○申し込みの際は、申込書の受験票欄は切り離さず、また、写真欄に写真は貼らないでください。（写真は、後日受験票の交付を受けた後に、試験当日までに貼ってください。）	
受付期間	令和8年1月19日(月)～令和8年1月30日(金)17:00必着 ※郵送の場合は余裕を持って投函してください。	
提出先	郵送	「〒684-0303 隠岐郡西ノ島町大字美田 600 番地 4 西ノ島町役場総務課 人事職員係宛」に郵送してください。 ○封筒の表面に「職員採用試験申込」と朱書きしてください。 ○郵便の不着には対応できません。必要に応じて簡易書留などの対策を講じてください。
	持参	西ノ島町役場総務課 人事職員係（本庁舎1階）に持参してください。

受験通知	○受験票はすぐに交付しないで受験資格を審査し、受付締切後郵送します。受験票が令和8年2月12日までに届かないときは、西ノ島町役場総務課まで連絡をお願いします。
------	---

※①西ノ島町採用試験カード、②西ノ島町採用試験申込書は、西ノ島町役場総務課で発行したものを受け取るか、ホームページから印刷出力できます。

## 6. 合格発表

西ノ島町役場前掲示板に掲示するほか合格者に通知します。

## 7. 合格から採用まで

- (1) 「2. 受験資格」を満たさない場合は、採用される資格を失います。
- (2) 合格決定後に最終学歴卒業証明書、職歴証明書（職歴がある場合）を提出していただきます。資格免許職は、該当する資格等の写しを提出していただきます。
- (3) 合格者は、採用予定者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。従って、採用予定者名簿に登載された者すべてが採用されるとは限りません。

なお、採用予定者名簿は原則として1年間有効です。また、採用は原則として、令和8年4月1日以降となりますが、採用日は相談に応じます。

### (4) 初任給

初任給は、給与条例等に基づき支給します。職歴等がある人は、その経歴・職種・年数等に応じて加算された額が初任給となります。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、住宅手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外手当等の諸手当が支給されます。

### (5) 採用後の引越し等に係る費用の補助金等について

合格者の人は、「西ノ島町U・Iターン者就業支援金」を申請していただけます。

### 「西ノ島町U・Iターン者就業支援金」（一部抜粋）

項目	対象者	内容
引越経費 支援	<p><b>U・Iターン者</b></p> <p>※転入後24ヶ月以内に法人に週32時間以上勤務する職員として就労し、3ヶ月以上継続して就労した者</p> <p>※同一世帯に支援対象者が2名以上いる場合は、1名のみを支援対象者とする。</p>	<p>町内に移住し、就業しようとする方の負担を軽減するため、移住に係る費用（旅費、引っ越し費用、車両運送費、家電購入取り付け費用）に対して支援</p> <p>◎費用の合算額を上限15万円</p> <p>※要領収書</p>

### 8. その他

- (1) 受験に当たって提出して頂いた書類は返却いたしません。また試験に際しての交通費は支給しません。
- (2) 受験手続き、その他この試験につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

〒684-0303 島根県隱岐郡西ノ島町大字美田 600 番地4

西ノ島町役場 総務課 人事職員係

TEL 08514-6-0101 FAX 08514-6-0683